

○広島大学薬学部教員顕彰細則

平成30年12月13日

学部長決裁

広島大学薬学部教員顕彰細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学薬学部運営内規(平成18年4月1日学部長決裁)第13条の規定に基づき、広島大学薬学部(以下「薬学部」という。)における教員の顕彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、薬学分野の教育活動、研究活動及び社会貢献活動において、顕著な功績があったと認められる薬学部の学士課程教育に携わる教員(教授及び助手を除く。)について行う。

(表彰対象者の推薦)

第3条 薬学部専任の教授は、前条に該当すると認めるものがあるときは、薬学部長に推薦することができる。

2 候補者の推薦は、別記様式により薬学部長が指定する日までに行う。

(表彰の審議)

第4条 薬学部長は、前条の推薦があったときは、選考委員会を設置し、被表彰者を審議・決定のうえ、教授会に報告する。

2 選考委員会は、次の者で組織する。

- (1) 薬学部長
- (2) 副学部長
- (3) 薬学科長
- (4) 薬科学科長

3 選考委員会に委員長を置き、薬学部長をもって充てる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、薬学部長が表彰状等を授与することにより行う。

2 薬学部長は、薬学部長に配分された部局長裁量経費から副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として薬学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、薬学部ウェブサイトで公表する。

(事務)

第8条 教員の表彰に関する事務は、霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、選考委員会が定

める。

附 則

- 1 この細則は、平成30年12月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 広島大学薬学教育研究奨励賞細則(平成27年2月5日学部長決裁)は、廃止する。

附 則 (令和 2 年 12 月 10 日一部改正)

この細則は、令和 2 年 12 月 10 日から施行する。

別記様式(第3条第2項関係)

広島大学薬学部教員顕彰候補者推薦書

年 月 日提出

(所 属)	(氏 名)
(職 名)	(生年月日) 年 月 日生
(略 歴)	
(推薦理由)	
(業 績)	
(その他参考事項) ※資料がありましたら添付ください。	
(推薦者)	